十　穀類
十一　銑鉄及び鋼材
十二　わら工品
十三　その他主としてばら積み又は満船積みを通例とする貨物

（準用規定）

第二十一条の五　第七条の二、第七条の四から第七条の六まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の四の三第一号イ	旅客船	船舶
第七条の四の三第一号ロ	規模の旅客定期航路事業	規模の内航貨客定期航路事業
第七条の四の三第一号ハ	総トン数百トン未満の旅客船	船舶
	当該旅客船	当該船舶
第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第二十条第二項において準用する法第十九条の十四
第十九条の二第一項第二号	第十九条第二項	法第二十条第二項において準用する法第十九条第二項
第十九条の二の二第三項	法第十九条第二項	法第二十条第二項において準用する法第十九条第二項
第二十条の三	対外旅客定期航路事業者登録簿	貨客定期航路事業者登録簿
第二十条の三第一項	第六号様式	第七号様式
第二十条の三第二項	国土交通大臣	所轄地方運輸局長
	国土交通省	地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局
第二十条の七	対外旅客定期航路事業承継申請書	内航貨客定期航路事業承継申請書
第二十条の七第一項	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣	所轄地方運輸局長

（準用規定）

第二十一条の五　第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする内航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号イ中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。